

【資料1-1】

第3期松戸市子ども総合計画の

進捗管理について



すべてのこどもに「十人十色」の輝く未来を！

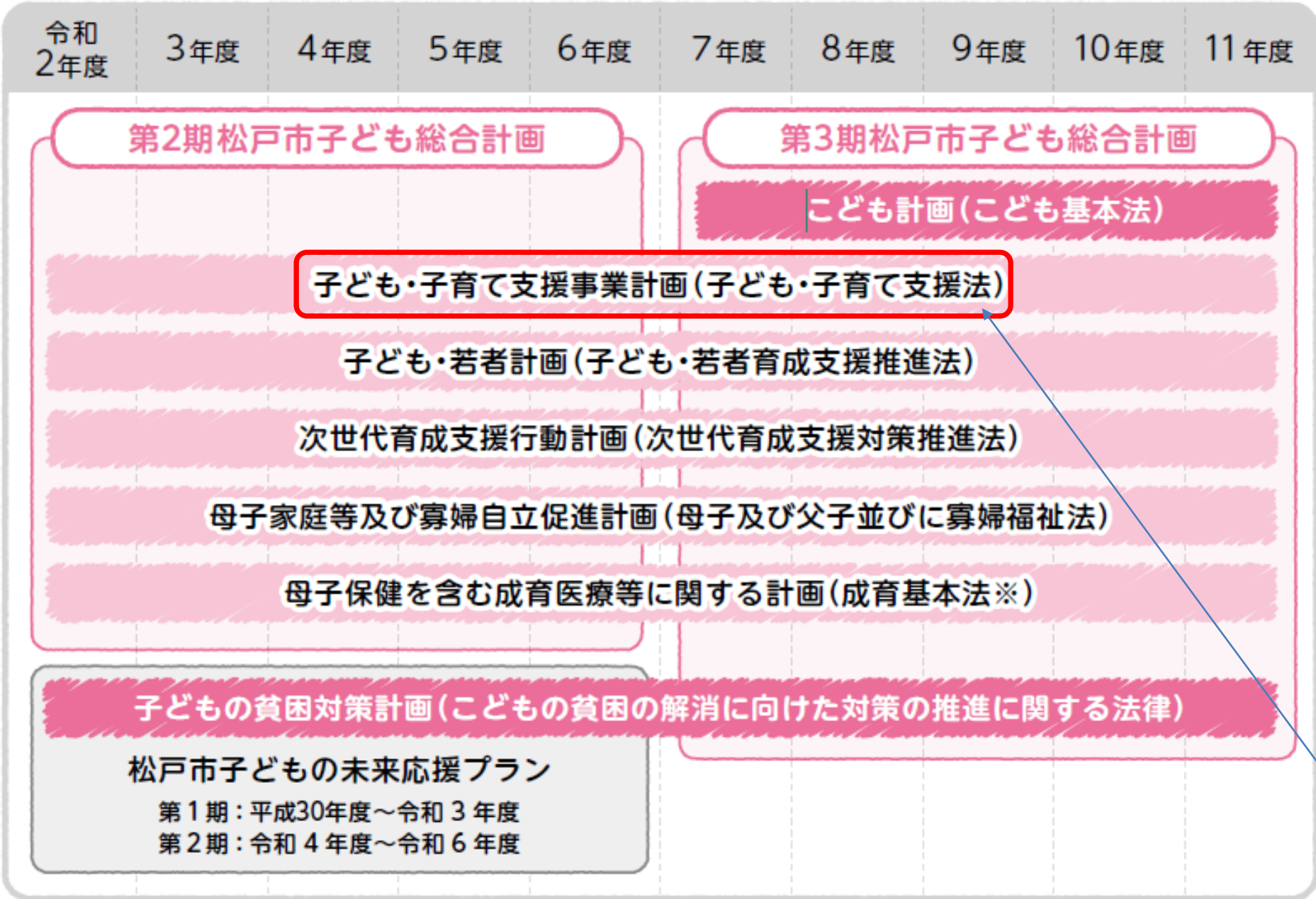
第3期松戸市子ども総合計画の位置付けと計画期間

(概要版 p1、計画書 p3抜粋)

【計画の位置付け】

本計画は、子ども・子育て支援に関する下記の計画から構成される「総合計画」として策定しています。

図表 1-1 松戸市子ども総合計画の体系



【計画期間】

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

変更点

- ◇ こども基本法(令和5年4月1日施行)に基づく「こども計画」として策定
- ◇ 第2期以前の「松戸市子ども総合計画」及び「松戸市子どもの未来応援プラン」を統合

こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、これまで以上に総合的かつ一体的にこども・子育て支援を推進

※ 子ども・子育て支援事業計画 (本計画の第6章に該当) 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定事業計画

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の略称

計画の評価と推進体制

(概要版 p1、計画書 p5抜粋)

【計画の評価】

次の3つの視点をもって、経年変化を分析し、総合的に評価します。

- ①第5章の「施策の展開」の重点事業について、設定した目標に対する実施状況
→[本日の資料1-2](#)
- ②第6章の「松戸市子ども・子育て支援事業計画」における、量の見込みと確保方策の、計画値に対する実施状況
→[本日の資料1-3](#)
- ③ アンケート調査による子ども・子育て家庭の意識変化等を含めた計画全体の成果
→アンケートは調査は令和5年度実施(次回は、令和10年実施予定)

【計画の推進体制】

- ①市民、学識経験者並びに関係団体及び事業者の推薦を受けた者からなる「松戸市子ども・子育て会議」において計画の進捗管理や評価を行います。
- ②本市子ども部長及び各課長等で構成される「松戸市子ども総合計画推進会議」にて、協議・検証を行い、事業や施策を効果的かつ円滑に進めます。

図表 1-3 PDCA サイクル



第3期松戸市子ども総合計画の構成と計画の評価との関連性

(概要版 p1、計画書 p70～75抜粋)

基本理念

7つの基本目標

23の基本施策

263の施策(うち45の重点施策)

子ども子育て支援事業計画

<第5章 施策の展開>

<第6章>

すべての子どもに十人十色の輝く未来を！

基本目標

- 1 1 1
こどもが権利の主体となり、常に
こどもの最善の利益が尊重される
→ p.76
- 2 2 2
子育て家庭が安心して妊娠・
出産・子育てをすることができ、
こどもが健やかに成長できる
→ p.87
- 3 3 3
乳幼児期からこどもが良質かつ
適切な幼児教育・保育を
受けることができる
→ p.108
- 4 4 4
生まれ育った環境に関係なく、
こどもが自分の未来に
夢や希望を抱くことができる
→ p.120
- 5 5 5
多様な遊びや体験等を通じて、
こどもが自己肯定感や
生きる力を得ることができる
→ p.137
- 6 6 6
虐待やいじめ、犯罪等から
こどもを守り、こどもが安全に
安心して暮らすことができる
→ p.155
- 7 7 7
障害の有無や国籍等にかかわらず、
こどもが安心して
共に暮らすことができる
→ p.178

- 1-1 こどもの意見表明や社会参画の機会を充実させる → p.79
- 1-2 こどもの権利に関する地域の理解を促進する → p.83



- 2-1 こどもや家庭に寄り添った相談支援や家事・育児支援を充実させる → p.88
- 2-2 こどもの健やかな成長を支える保健・医療を提供する → p.95
- 2-3 妊娠・出産・子育てに関する経済的支援を充実させる → p.100
- 2-4 子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実させる → p.105



- 3-1 安全安心で質の高い幼児教育・保育を提供する → p.109
- 3-2 多様な保育ニーズに応じた地域の子育て支援を充実させる → p.113
- 3-3 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進する → p.118



- 4-1 こどもの貧困に関する地域の理解や連携を促進する → p.121
- 4-2 低所得世帯やひとり親世帯のこどもへの教育支援を充実させる → p.125
- 4-3 ひとり親世帯等が抱える課題に応じた経済的支援を充実させる → p.129
- 4-4 生活の安定に向けた自立支援や就労支援を推進する → p.133



- 5-1 こどもの遊びや体験活動の機会を確保・創出する → p.138
- 5-2 こどもの体験や交流、生活の場となる居場所づくりを推進する → p.145
- 5-3 こどもや子育てにやさしいまちづくりを推進する → p.150



- 6-1 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する → p.156
- 6-2 ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなぐ体制を強化する → p.160
- 6-3 いじめや不登校、差別や偏見に苦しむこどもを支援する取組や体制を強化する → p.163
- 6-4 こどもを犯罪被害等から守るための対策や地域の見守りを推進する → p.173



- 7-1 障害や発達に特性があるこどもとその家庭への支援を充実させる → p.179
- 7-2 医療的ケア児への支援や受入体制を強化する → p.186
- 7-3 外国籍や多様な文化的背景をもつこどもや家庭への支援を充実させる → p.192



◆各施策の方向に
基づき、主な事業
を設定

◆主な事業の中で、
本計画期間中に
重点的に実施する
事業を**重点事業**と
して目標値を設定
し、その実施状況
を評価する。

→本日の資料1-2

I 教育保育
II 地域子ども・子育て支援

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足
給付を行う事業
- (4) 多様な事業者の参入
促進・能力活用事業
- (5) 放課後児童健全育成
事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 子育て世帯訪問支援事業
- (10) 地域子育て支援拠点事業
- (11) 一時預かり事業
- (12) 病児保育事業
- (13) 子育て援助活動支援事業
- (14) 妊婦健康診査事業
- (15) 産後ケア事業
- (16) 乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)

●量の見込みと確保
方策における計画値を
設定し、その実施状況
を評価する。

→本日の資料1-3